

議長・知事への勧告時の委員長発言要旨

平成29年10月5日
鳥取県人事委員会

- 当委員会では、本日まで、本年の民間給与実態調査の結果や、県内の経済・雇用情勢、国の人事院報告・勧告や他の地方公共団体の状況をもとに、各任命権者や職員団体の意見も聴きながら、本県職員の給与改定について、検討を重ねてきました。
本日、その内容がまとまりましたので、職員の給与改定について勧告を行うものです。

【公民較差】

- はじめに、公民較差についてですが、月例給は県職員給与が民間給与を下回っていましたが、特別給は、県職員給与が民間給与を上回っていました。
具体的には、月例給については、県職員給与が、民間給与を0.98% (3,386円)下回っており、特別給については、県職員給与が、民間給与を年間支給月数で0.01月分上回っています。

【改定方針】

- このため、当委員会としましては、地方公務員法第24条第2項に定める給与決定の原則を踏まえ、民間給与との均衡を図るため、県職員の月例給を引き上げ、また、特別給はほぼ均衡しており、据え置くことが適当と判断しました。

【改定内容】

- 次に、月例給の主な改定内容についてですが、国と同様に初任給について民間との間に差があることなどを踏まえ、給料表について、若年層を中心に改定した本年の人事院勧告による俸給表に準じた給料表へ改定（切替え）し、水準を引き上げることとしました。
また、本年度から、国に準じて段階的に見直しを行っている扶養手当について、本年度の子に係る手当額が国より低い額となっていることから、国と同額に引上げることとしました。併せて、平成30年度以降の子に係る手当額について、所要の引き上げを行うこととしています。

なお、月例給を引き上げるのは、3年連続です。

※報告・勧告の概要「3（1）ア 勧告の考え方及び内容 給与の改定 月例給」より

【実施時期】

- 改定の実施時期についてですが、本年4月分の給与から実施することとしました。

※報告・勧告の概要「3（3） 勧告の考え方及び内容 実施時期」より

【勧告実施の要請】

- 勧告の内容は、以上のとおりです。

本県職員の給与はほぼ全国最低水準となっているところですが、このような中であっても、本県職員の多くは、県民の視点に立った行政サービスの充実や公務能率の向上に精励しています。

つきましては、この勧告の実施のため、所要の措置をとられるよう要請します。

【通勤手当の見直し】

- その他、特急料金に係る通勤手当制度の見直しについてですが、本年の2月議会で、特急を利用して通勤する職員の経済的負担の実態を踏まえた問題提起があったことから、本年度、本委員会において検討を行いました。

その結果、約2/3の都道府県で、国と同様、特急料金の1/2を上限として支給する取扱いとしていること、また、県内民間事業所においては、特急料金を全額支給する事業所がある一方で、全く支給しない事業所もあり、様々である、などの実態を踏まえ、本委員会が現行制度について直ちに見直しを勧告するまでの状況にはないと判断しました。

しかし、特急を利用して通勤している職員には相当程度の経済的負担が生じていることから、他の職員との均衡を考慮した上で、任命権者において負担の軽減について検討していただくことも必要と考えます。

また、自動車等の交通用具利用に係る通勤手当の額については、平成7年度に改定されて以来、20年以上経過しています。近年の自動車の燃費性能の向上など、通勤に係る状況の変化等を踏まえ、現状に適応した手当額となっているか点検し、改定を検討することも必要と考えます。

【人事管理に関する報告】

- その他、人事管理に関して、「仕事と家庭生活の両立支援」、「時間外勤務の縮減対策」、「労働災害の防止」、「職員の健康保持」、「良好で働きやすい職場環境の確保」、「高齢期の雇用問題」、「非常勤職員等の勤務条件」、「障がい者の雇用」、「能力・実績に基づく人事管理の推進」などについて意見を述べています。いずれも県職員が心身ともに健康を保持しながら、やりがいと意欲を持って公務に邁進することができるよう、職場環境や体制作り等についての改善・充実に向けた意見ですので、留意・配慮をお願いします。

※報告・勧告の概要「4人事管理に関する報告」より